

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第5号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める職員のうち、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>以外の職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額（<u>条例第6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）</u>にあつてはその額に同項に規定する算出率（以下「算出率」という。）を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき採用された職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち<u>再任用職員</u>に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>にあつてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、<u>育児短時間勤務職員等</u>にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 別表に掲げる職のうち1種又は2種の職にある職員に支給</p>	<p>(支給額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める職員のうち、<u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>以外の職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額（<u>条例第6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等</u>にあつてはその額に同項に規定する算出率を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき採用された職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 条例附則第39項の規定の適用を受ける職員に対する第3条</p>

する給料の特別調整額は、昭和50年4月1日から昭和51年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の9を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

4 昭和50年4月1日から同年12月31日までの間において前項の規定を適用して支給されることとなる給料の特別調整額の額が当該期間に支給された給料の特別調整額の額（同年12月分として支給されるべきであった給料の特別調整額の額を含む。）に達しないこととなる場合の当該期間の給料の特別調整額は、同項の規定にかかわらず、その支給された額に相当する額とする。

別表第3（第3条関係）

ア～オ [略]

カ [略]

キ [略]

[略]

第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第3（第3条関係）

ア～オ [略]

カ 医療職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4級	1種	115,900円
	2種	92,700円
	3種	83,500円
	4種	74,200円
	5種	55,600円
3級	2種	78,100円
	3種	70,300円。ただし、条例別表第5のア医療職給料表(1)の職務の級の適用を受ける保健福祉環境技監にあつては、62,500円
	4種	62,500円
	5種	46,900円
	6種	39,100円
2級	6種	33,600円

キ [略]

ク [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号。以下「整備等条例」という。）第8条又は第9条の規定に基づき採用された職員に対するこの規則による改正後の給料の特別調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第1項の規定の適用については、同項中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。

3 整備等条例第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員は、改正後の規則第3条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条第2項の規定を適用する。